



# 戦争をさせない Anti-War Committee of 1000 1000人委員会

1000人委員会ニュースNo.21

(2015年5月25日号)

〒101-0063東京都千代田区  
神田淡路町1-15 塚崎ビル3階

TEL:03-3526-2920

FAX:03-3526-2921

## ■「戦争法案」を葬ろう 5.19 院内集会

立憲フォーラムと戦争をさせない1000人委員会は5月19日、「『戦争法案』を葬ろう 5.19 院内集会」を参議院議員会館講堂で開催しました。

集会には、立憲フォーラム代表の近藤昭一衆議院議員(民主党)ら国会議員も多数参加し、戦争法案の成立阻止のために国会審議を全力で闘う決意を表明しました。

続いて、早稲田大学法学学術院教授の水島朝穂さんが、「安保法制審議に求められるもの ―安倍政権のウソを暴く質疑のために―」と題して講演を行いました。



水島朝穂さん(早稲田大学教授)が戦争法案の論点について講演



自身の近著を紹介しながら安倍政権のウソを暴く質疑について熱弁を奮った

水島朝穂さん(早稲田大学法学学術院教授)

『ライブ講義 徹底分析! 集団的自衛権』という本は本当に命懸けで書きました。これを読めば議員の方、運動をしている方だけでなく、一般の人も安倍さんの嘘が全部わかる、それくらいのものを作りました。この本を出して最初の講演が今日になります。これを見ていただければ、安倍さんが言っている嘘は全部わかるようになっております。



ライブ講義 徹底分析！  
**集団的自衛権**  
水島朝穂

岩波書店

「ライブ講義 徹底分析！ 集団的自衛権」水島朝穂著，岩波書店  
定価：1800 円＋税  
(2015 年 4 月 29 日発売)

「平成の 5.15 事件」というべき去年の 7 月 1 日の閣議決定ですが、これは憲法違反の閣議決定であり、現行憲法に対して憲法を改正しないで、文字通り憲法の実効性を失わせしめる行為が目の前で行われたわけです。私は現在、500 人の憲法研究者が参加する「全国憲法研究会」の代表です。中には色々な立場があつて、9 条論なども人によって違いますが、立憲主義を守れという点では全員一致です。憲法研究者の職業倫理に反する現実が、この 1 年間続いているのです。麻生大臣が「ナチスの手口を真似たらどうかね」と言いましたけれども、まさにナチスの手口なのです。

野党の国会議員の役割は国会質問で政府を追及することです。その最高の例として公明党の市川雄一議員の 31 年前の質疑があり、集団的自衛権の行使は憲法を改正しない限りできない、ということを政府から引き出す答弁でした。政府が集団的自衛権をあれこれと定義して逃げるのに対して、市川議員は、「集団的自衛権の行使は憲法を改正しない限りできないということか」とただした。すると法制局長官が出てきて、「その通り。集団的自衛権は憲法を改正しない限りできない」と答弁した。防衛庁長官に「法制局長官が言ったことを認めるのか認めないかそれだけだ」と追及する。すると、「法制局長官の言う通りでございます」と言う。「総理どうですか」とただすと、「防衛庁長官、法制局長官の言うとおりで。終わります」と。これでいいのです。つまり、内閣総理大臣、防衛庁長官が言った、集団的自衛権の行使は憲法を改正しない限りできない、という政府解釈の確認が議事録に残っているわけです。これを市川議員がやったわけです。

### 国会で追及すべき 11 の論点

そして現在、産経新聞を含めて世論調査をやると、集団的自衛権の行使に反対の国民世論がある。国民の運動は小さいように見えるけれど、本当の国民の声は集団的自衛権に賛成しておらず賛成意見は少ないのです。迷っている人も含めて、賛成が圧倒的に少ない。迷っている人と反対を合わせたら、積極的に賛成している人は 2 割にすぎない。これをいま法案化しようとしているが、それははっきり言って民主主義国家ではない。

ではどういう点で国会を追及してほしいか。以下のような 11 の論点があります。(1) 安倍内閣による「憲法解釈」(立憲主義の破壊)を執拗に追及し続けること、(2) 個別的自衛権行使と集団的自衛権行使の重なり合いはない、(3) 邦人輸送中の米輸送艦の防護、(4) ホルムズ海峡における機雷除去、

(5) 弾道ミサイル防衛、(6) 米軍等の部隊の武器等の防護のための武器の使用、(7) 在外邦人等の保護措置、(8) 武力行使との一体化——「現に戦闘行為が行われている現場」、(9) PKO 関係、(10) いわゆる「グレーゾーン」事態と「領域警備法」、(11) 「積極的平和主義」。これらの中からいくつかを挙げて解説したいと思います。



### 安倍内閣による「憲法解釈」を追及し続ける

安倍内閣による憲法解釈、つまり立憲主義の破壊、これを執拗に追及していくことです。その際、角田内閣法制局長官が言った、集団的自衛権の行使は憲法改正という手段を取らない限りできない、との政府解釈で閣議決定はできるのかという論点について繰り返し追及する必要があります。まず昭和 58 年 2 月

28日の答弁で、当時の中曽根内閣は、憲法を改正しないと集団的自衛権の行使はできないと言いました。中曽根総理自身がはっきりとそう答弁したわけです。その答弁を引用して、「当時の憲法改正を押し付けようと考えていた中曽根内閣は間違っていたのか」と聞くわけです。すると安倍首相は間違いなく、「安全保障環境が変わったからだ」と言うでしょう。それなら状況が変わったことで、徴兵制や、公明党が政教分離だという政府解釈も結局は違憲から合憲になるのではないですか、と聞けばいいのです。徴兵制は違憲だと言っていますが、その時々状況が変わればどんどん政府解釈を変えられることになりますよね。以前、菅官房長官が一議員の時に、「公明党は政教一致の団体ではないか」と質問したら、当時の法制局長官は政教分離に反しないと答えました。つまり、その解釈を変えられるのであれば、いま公明党は憲法違反ということになるのですかと聞けば、連立与党はビビるわけです。そうやって過去の質問や答弁を使って、内在的にネチネチ絞り上げていくのが重要な効果があります。

### 個別的自衛権行使と集団的自衛権行使の重なり合いはない

個別的自衛権の行使と集団的自衛権の行使が重なるのか否か、という議論があります。集団的自衛権、個別的自衛権、その重なったところが閣議決定だ。作家の佐藤優さんや坂田元法制局長も「重なり説」です。だからこれは集団的自衛権ではなく個別的自衛権ですよ、という解説をしているわけです。これはまさに閣議決定は危険ではない、という過小評価論です。7月1日の閣議決定は集団的自衛権を認めたのではなくて、存立が危機になるような事態は日本が攻められた場合と同じであり、これは個別的自衛権だという議論が蔓延しているわけです。しかし、実際には集団的自衛権と個別的自衛権は重ならない。だから、違憲である集団的自衛権の行使を閣議決定したということをはっきり指摘しなければいけない。公明党は、重ならないから、重なったところで存立危機事態の論議を持ってくるわけです。生命・自由・幸福追求などが根底から覆るような事態が起きたとき、集団的自衛権が限定的に使えるという公明党の提案が、まさに与党合意になったわけです。それはつまり、重なるという議論が背後にあるわけです。

### 新三要件は山本五十六が作った三要件と同じ

山本五十六が昭和13年に書いた「軍艦外務令解説」という本のなかで、当時の軍が自衛権の定義をしています。自衛権というのは我が国の国土が攻撃されたときにはじめて反撃ができること、と書かれている。この攻撃されるという外形的な事実とは極めて明確です。一個師団が攻めてきた、これなら反撃は正当化できるでしょう。ところが軍隊というのは、色々と抽象的なことを言って自衛権の行使を広げたいのです。それをやったのがこの山本五十六です。どのように書いてあるかというと、「国家または国民に対し明白なる危害がある場合」とある。国民が入っていますが、国民は世界中にいるわけです。満州鉄道の周辺には在外邦人が住んでいる。それが危険に陥ったら自衛権の行使となるわけです。こうやって満州事変が正当



「軍艦外務令解説」を手にして解説する水島朝穂さん

化されてきた。満州事変の後に天津事変というのがありました。天津の租界（清国の外国人居留地）が攻撃されそこに軍が出撃したのです。その時の東京日日新聞（現毎日新聞）の号外によれば、「租界保持のための派兵これは国際法上の正当行為であって自衛権の行使である」と書かれている。これはまさに、存立危機事態と同じなのです。

山本五十六によれば、自衛権の三要件の一つは、「帝国臣民の生命・自由・財産が非常な危害を被ること」とされています。今の戦争法案の存立危機事態とそっく

りです。自衛権を行使するためには、国土が攻められる必要がある。それを国民の財産だとか言ったら、国民は世界中にいますので、自衛権行使が緩くなってしまいます。二つ目には、他に手段がないとき、というのも入っています。つまり新三要件は全部、山本五十六が昭和13年に作ったものに入っている。こうやって軍は、自衛権の行使と言って、日本が攻められてもいないのにどんどん拡大していったわけです。それが繰り返されているのです。だから新三要件は歯止めにはなっていないのです。



昭和13年の東京日日新聞（現毎日新聞）号外を紹介

### 存立危機事態と自衛隊法 88 条

このことをもう少し法的に説明します。武力攻撃事態法の改正で存立危機事態が入ります。武力攻撃事態等というのは、武力攻撃発生事態、武力攻撃切迫事態、武力攻撃予測事態という三つの概念があります。これは2004年に有事法制で作られました。自衛隊法 88 条には、「我が国が武力攻撃され内閣総理大臣が国会の承認を経て防衛出動を下令したとき、自衛隊は武力を行使できる」と書いてある。憲法 9 条がある中で唯一、自衛隊法 88 条は武力行使が可能と書いてある。これが武力攻撃発生事態です。切迫事態でも自衛隊は出動できますが、武力行使はできない。そこに存立危機事態が入ってきます。存立危機事態とは、どこかの外国が攻められている状態であり、日本が攻められているわけではない。そうすると、存立危機事態と 88 条をどうやってリンクさせるのか。今までの政府の見解では、武力攻撃切迫事態と予測事態ではリンクできないとなっています。それを突きつけた瞬間、法的に矛盾が出てくるわけです。あれほど厳格だった自衛権の発動は、国連憲章 51 条には武力攻撃があった場合と過去形で書かれていますから、この存立危機事態は国際法違反の武力攻撃ということになります。国際法は集団的自衛権を認めているが、日本は今まで行使できないと言ってきたわけです。それをできると言ったとき、今まで持っていた法律が全部矛盾してくるわけです。今まで専守防衛と言ってきたから、そこに存立危機事態を入れた瞬間、それは集団的自衛権の行使になってしまう。そうすると重ならないのです。存立危機事態を入れても、今まで違憲と言ってきた集団的自衛権の行使を行うことになる。公明党の議論はこれで破綻するわけです。

### 邦人輸送中の米輸送艦の防護

邦人輸送中の米艦の防護は、安倍さんがお涙頂戴の記者会見を二回もやりましたね。私は本の中でアメリカ軍の資料を使って、アメリカ軍は日本人を決して乗せない、乗せるのはアメリカの市民だけ、あるいはカナダ、オーストラリアの市民だ、ということ論証しました。安倍内閣が大事にしないといけないのは、1954年の下田条約局長の答弁であります。つまり邦人を輸送している米艦の防護中に、その船に向かってどこかの国が攻撃します。すると日本はその国を攻撃するのです。その国からしたら突然日本に攻撃されたわけだから、当然報復しますよね。つまり、アメリカ船を攻めたのになんで日本に攻撃されるのか、相手は先制攻撃だと感じるわけです。それに対し、下田条約局長は、はっきり言いました。「現行憲法の下においては集団的自衛というのは成し得ない。例えば隣の国が攻撃された場合、自国が立つ。そうすると攻撃国側は、俺はおまえの国を攻撃したわけじゃないのになぜやってくるのかとなる。これは国際法上、攻撃国側から報復措置と見られても致し方ない問題だ」と、外務省の条約局長が答弁しました。つまり日本は報復されても仕方がないと 60 年前の政府答弁にあるわけです。重要なことは、その矛盾をしっかりと突く中で、その答弁について引用して政府に認めさせることです。おそらく政府は、例外があると言いながら逃げるでしょう。そうしたら、ではなぜこの前のガイドラインの時に、邦人救出について米艦との協力の協定を結ばなかったのだと、こうやって矛盾をついていくわけです。

## ホルムズ海峡における機雷除去

ホルムズ海峡の機雷掃海に安倍さんは非常にこだわっています。しかしホルムズ海峡というのは、非常に複雑で狭い場所で、そこで機雷掃海をやるのは非常に難しいと政府も分かっているのです。だから公の立場ではできないはずなのに、安倍さんは思い入れが強いので、その思い入れが思い込みになって我々を巻き込んでしまう。また、安倍さんは機雷除去について受動的な行為だと言っていますが、米軍の資料の中では、機雷除去作戦は積極作戦となっています。だから受け身のような消極作戦はありえない。こういう矛盾をしっかりと突くことが大事です。

さらに色々な論点があるのですが、自衛隊の海外派兵は従来解釈では違憲になります。あれは武力行使だと安倍さんも認めているわけです。海上防護に自衛隊が行ったら海外派兵ですよね。しかしそれを認めてしまったら政府解釈を変える必要が出てくる。例えば民間の商船に自衛隊が護衛をつけた時から、民間商船は軍事目標になります。そうすると民間商船が危険にさらされるわけです。これは軍事目標になりますよねと聞いて、なると答えたら、安倍首相は民間の商船を危険にさらすのかと追及すればいいのです。



## 米軍等の部隊の武器等防護のための武器使用

米軍等の部隊の武器等の防護のための武器の使用は、弾薬庫や燃料庫、武器庫などを守るために武器を使用することであり、普通これを自衛権行使とか正当防衛とは言わない。武器を守るのはすごく大事なことです。だからそれを守るために撃てるというのは唯一、自衛隊法 95 条に規定があるのです。これを使って、地球の裏側にいる船を守るために撃てるといえば、地球中回れる。これが今度は恥知らずにも、アメリカ

軍の武器も守れるようになったら、地球上どこでも武器使用できるわけです。これは本来、法律の解釈ではあり得ないが、彼らは今回法案で入れようとしている。これに対し、韓国軍の武器も自衛隊は守るのですかと質問してみてください。すると政府は、はいともいいえとも言えないはずですが。韓国との関係は悪いし、韓国は自衛隊が領土に入ってくることを拒否しています。あるいは米艦防護を韓国領内でやっていいのか。韓国は拒否するかもしれません。ですから、この質問も結構有効なのです。

## 在外邦人等の保護措置

在外邦人の保護措置ですが、上海事変は奉天特務機関が仕組んで、在外邦人を怒らせ、自衛権行使のために軍を派遣せよという決議をあげさせたものです。そして海軍陸戦隊が出動し、上海事変から日中全面戦争へと発展していった。つまり軍が謀略によって武力行使したわけです。そういう意味で、在外邦人の保護措置という名目は非常に危険で、そのことを作家の浅田次郎さんが早稲田に来て講演もしていた。彼は自衛隊に 2 年間いた方でもあります。彼はそこで学生たちに、「法案の内容に在外邦人の保護が入っている。それで私は絶対に危ないと思ってここに来ました。私は満州事変を研究しているが、当時、満鉄の周辺には日本人が住んでいたため、保護と言ってしまうと中国東北部を全部支配できた」と話しました。浅田さんは見事に見抜いているわけです。

## 「グレーゾーン」事態と「領域警備法」

「グレーゾーン」事態という嫌らしい言葉がありますね。大抵こうやって英語を使うのです。最近やたらと使われる言葉に「切れ目なく」があります。山口昇元陸将がアメリカの官邸で最初に使ったもので、英語では seamless。これは元々、切れ目なくというよりも段取りや手続きを省略して円滑に進むという、

米軍のマニュアルで使われている言葉です。制服組が「切れ目なく」と訳したその言葉がそのまま安倍さんの頭の中にインプットされて、切れ目のない安全保障法制などと言っている。「切れ目のない」なんて私たちあまり使わないでしょう。これは元々アメリカの軍事用語なのです。事前手続きや承認、何らかの形での色々な制約を全部除いて、軍が軍事的合理性に基づいて現場が動けるような仕組み、それが seamless です。だから切れ目のない安保法制っていうのは、制服組的な発想が内部の方針になり、法案になろうとしている怖いことなのです。つまり東條内閣の頃と同じように、いつの間にか制服組が入ってくる。官房副長官あたりの事務方に陸上自衛隊の番匠幸一郎さんが入ってくるのではないのでしょうか。彼は現在、西部方面隊総監で現役の制服組です。大臣にはなれませんが事務方には制服組を入れる、ということをやるとして。そうすると、政治がますます軍事的合理性で決まってしまう。これは非常に危ういことです。



グレーゾーンという言葉も厄介です。尖閣諸島に武装勢力が乗りこんでくる、あるいはそういう隙間があるからそれに対して領域警備行動をできるようにしよう、そうやって自民党内の右派がずっと出してきましたが、時の政府は法制局がいたので一切認めてきませんでした。自民党がまともだった時代は、この領域警備行動を認めてこなかったのです。領海侵犯という概念は国際法上あり得ない。中国船が領海侵犯して尖閣に近づいているとマスコミが皆さんにすり込んできたでしょう。しかし海というのは、相手国の領海でも無害通航権によって出入りできるのです。飛行機はできませんが、海は領海であっても無害であれば自由に通れます。だから領海侵犯という概念は法的に成立しない。それなのに領海侵犯で軍が出られるようにしようという不純な動機が領域警備行動というもので、これはさすがに政府解釈に反するため法制局はずっと退けてきました。しかし安倍内閣になってから、そういうことを言う人が全部閣僚に入ってきて、グレーゾーンという言葉が出てきた。日本には隙間があると言っていますが、隙間はどこにも無い。全部海上保安庁で処理可能です。自衛隊が出る必要はありません。隙間があるのは閣僚の頭の中だけです。

### 「積極的平和主義」

「積極的平和主義」は典型的なダブルスピークです。戦争を平和と言っている。つまり、自由とは隷従であると言っているようなものです。本来の積極的平和主義は positive peace といって、戦争や紛争、その根っこにあるものを積極的に除こうという意味で平和学や憲法学が扱ってきた言葉です。安倍さんが使った瞬間、取られたと思った。英語に直すと、proactive contribution to peace です。ちゃんと彼もワシントンの演説で言っています。proactive とは先手必勝という意味。つまり軍事力を先に使ってやる、という意味を含めているのです。本当の積極的平和主義ではなくて、あれは先制攻撃のための議論だということが見える。つまり軍事力に積極的な主義なのです。

### おわりに

安倍政権は絶対的に危険な水準に達しました。安倍さんというこの復活した総理は、第一次政権の時に威勢よくやってコケたゾンビですけども、復活した時の凄さというのは、周りが変わったことにあります。安倍周辺には極めて危険な人材がいます。これは自民党政権ではありません。はっきり言えば、自民党は乗っ取られたのです。それは 30 年代のドイツに似ています。最初は連立政権だったナチスがどうやって権力に入ってしまったかという歴史を振り返らなければいけません。だから政治家や市民に求められていることは、あらゆる過小評価や楽観論を廃して、他人任せではなく一人一人がこの政権を止めること。そうしないと、私たちの孫や子どもの世代が教育を含めてめっちゃめっちゃにされます。安倍内閣は大学にも手を突っ込んでかき回しています。そういう状況なので、闘う場所は一人一人の現場にあるのです。だから議員に任せるのではなくて、私たちが現場で闘う。その時にぜひ私のこの本を読んでください。戦争と

はこういうものなんだ、人が死ぬとはこういうことなんだ、それをまず知ってから解釈なり意見を述べてください。

テレビの前で相手を立ち往生させたり、変な答弁をさせるとマスコミが取り上げます。昔、総理、総理って追及されたじゃないですか。それはすごく目立ったんですよ。最近の議員は行儀が良くなってきた。大学の教員も行儀が良くなってきたし、NHK まで行儀良くなってきた。あれは安倍さんがいろんな形で圧力をかけて萎縮させているせいです。そういう状況なので、皆さんも腰を据えて、この危険な政権と闘うために頑張っていきましょう。

※水島朝穂さんのホームページ「平和憲法のメッセージ」(<http://www.asaho.com/jpn/>)の「今週の『直言』」も合わせてご参照ください。

## ■5. 21 戦争法案反対国会前連続集会（第1回）

5月21日、戦争をさせない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会は、26日に衆議院本会議で審議入りする戦争関連法案の成立阻止を訴えるため、衆議院第二議員会館前で「戦争法案反対国会前連続集会」を開きました。この抗議集会は、今後も毎週木曜日の同時刻に開催していく予定で、今回はその第1回目。市民ら約850人が参加し、国会に向かって「戦争法案整備法反対」、「国際戦争支援法反対」など抗議の声を上げました。

この日初めて抗議行動に足を運んだという1000人委員会賛同人の男性は、「今までなかなか一歩が踏み出せなかったが、安倍政権への怒りが抑えきれずついに参加することにしました」と意気込みを語りました。



戦争法案に反対の声を上げた（衆院第二議員会館前）



プラカードを高く掲げてシュプレヒコール（衆院第二議員会館前）

戦争をさせない1000人委員会呼びかけ人の福山真劫さんは、「安倍首相は喜んでアメリカのポチになろうとしている。こんな首相を許すわけにはいかない。今一度、安倍を退陣に追い込む決意を固め、総がかりでこの国会周辺を私たちの怒りと声で埋め尽くそう。そうすれば戦争法案は絶対阻止できる」と、決意に満ちたアピールを行いました。

また、ミュージシャンの火炎瓶テツさんは、「議員の皆さんに言いたい。安倍晋三の使い走り

でいいのかと。三権分立のはずが行政の独裁ではないか。私たち主権者は行政の人間を選挙で選べない。国会議員は代表者たる風格を見せてくれ。あなたたちが議場で頑張り、私たちが路上で頑張る。そうやって手を結んでやっていこうではありませんか」と、熱い思いを訴えてシュプレヒコールを行いました。

## ■集会・活動スケジュール

5月25日時点での予定です。日程変更や緊急の行動呼びかけをさせて頂くことがあります。行動の詳細は1000人委員会ホームページまたは、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」のウェブサイト <http://sogakari.com/> をご覧頂くか、事務局までお問い合わせください。

**毎週木曜日**  
**夜6時30分 5月21日スタート**  
**戦争法案反対国会前集会**  
5月28日 6月4日 6月11日 6月18日  
衆議院第二議員会館前  
主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

- 5月 26日（火）12時00分～13時00分 戦争法案の審議入りに抗議する5.26国会前緊急行動  
場 所：衆議院第2議員会館前
- 5月 28日（木）18時30分～ 戦争法案反対国会前集会（連続行動第2回）  
場 所：衆議院第2議員会館前
- 6月 4日（木）18時30分～ 戦争法案反対国会前集会（連続行動第3回）  
場 所：衆議院第2議員会館前
- 6月 11日（木）18時30分～ 戦争法案反対国会前集会（連続行動第4回）  
場 所：衆議院第2議員会館前
- 6月 14日（日）14時00分～15時30分 戦争法案反対全国集会（国会包囲行動）  
場 所：国会周辺
- 6月 15日（月）～24日（水）10時00分～17時00分（20日（土）、21日（日）除く）  
戦争法案反対・国会前連続座り込み行動  
場 所：衆議院第2議員会館前
- 6月 18日（木）18時30分～ 戦争法案反対国会前集会（連続行動第5回）  
場 所：衆議院第2議員会館前
- 6月 24日（水）昼から連続 戦争法案反対全国大集会  
（国会包囲行動は18時30分～20時00分）  
場 所：国会周辺
- 以降、未定 ※随時更新します

### <事務局からのお願い>

各地域で活動されている皆さんの取り組み、1000人委員会の立ち上げ、賛同者の皆様のメッセージなどを掲載します。事務局へ手紙、FAX、メールでお寄せください。紙面の都合上、掲載しきれない場合はご了承ください。